

Ⅲ. 年金・手当・共済制度について

1. 傷病手当

健康保険に加入している方で、病気やけがのために働くことができず連続して 3 日以上勤めを休んでいるときに 4 日目以降から支給されます。支給期間は支給開始日から最長 1 年 6 か月です。

*ただし、事業主から傷病手当金より多い報酬額の支給を受けた場合は手当金の支給はされません

- 相談窓口：全国健康保険協会または職場の健康保険組合

2. 障害年金制度

年金制度の障害等級に該当する程度の障害の状況になった方で、保険料の納付についての条件を満たす方が対象となる制度です。

(障害者手帳の有無にかかわらず、難病を含む慢性疾患も障害年金の対象です。)

- 相談窓口

初診日において加入していた年金制度	相談窓口
国民年金第 1 号被保険者または任意の加入期間中の方 20 歳前または日本に住所がある 60 歳以上 65 歳未満の方	市町 (年金担当課)
国民年金第 3 号被保険者・厚生年金加入中の方	年金事務所
共済年金加入中の方	各共済組合

- 支給額：障害の程度や年金制度により、支給される年金額が異なります。

3. 特別障害者手当

20 歳以上の在宅の方で、著しく重度の障害状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害者本人に支給されます。

- 相談窓口：市町（福祉担当課）p3 参照

4. 障害児福祉手当、特別児童扶養手当

障害児福祉手当：20 歳未満の方で、重度の障害状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障害児本人に支給されます。

特別児童扶養手当：身体または精神に中程度以上の障害がある 20 歳未満の児童を監護・養育する保護者などに対し支給されます。

- 相談窓口：市町（福祉担当課）p3 参照